

がした。

と出率をとりきりて輸入輝工の紛糾して二月一日迄の成り要求は八錢より一月半限の一日三十錢迄の日給の増とあり跡工場の蕭散を求むるも二月一日の賣場支持日引懸し上半限の日給三十一月廿六日工場主の民工率の守を懸して懸營困難の事計を敷へて

至昭和十年二月二日
御昭和十年二月一號

一 争議遂行會事務報告

一 争議遂行人員 長 三 谷 文一 谷 (全労委員長三二二三)

一 争 市 豊 藤 市 藤 田 田 谷 古 谷 出 張 視 登 大 審 院

一 争 藤 會 藤 谷 藤 谷 藤 谷

御昭和十年二月一號 争議の件

谷藤藤藤 正正 藤

法人協同會名古屋出張所

財團協同會名古屋出張所

要 求 書

上半期は一日平均實収入一人當り三十八錢なりしも下半期は三十錢にして八錢安となりを爲上半期同様一日三十八錢宛に支給すべく單價生糸出來高十匁に對する工賃二錢二厘を上半期並の二錢六厘として支拂はれたし。

然し工場主はこれを認容せず鮮人古物商組合長、張學出に其の調停を依頼したるも一致點を見出し得ず翌二日工場主は所轄豐橋署に調停を依頼するところがあり左の條件にて解決した。

解 決 條 件

一 事業主は争議圍側に金百五十八圓を支給し争議圍は下半期の各職工成績に依り按分に分配すること